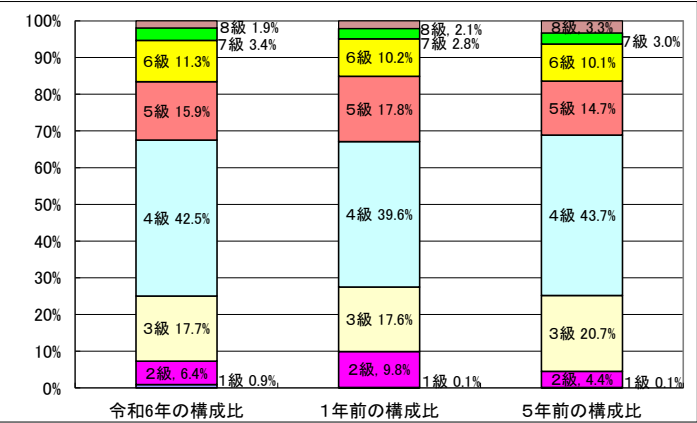


3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

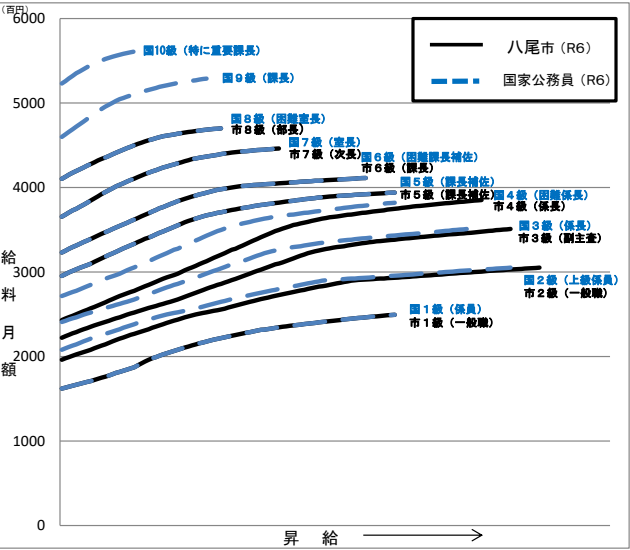
区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長又は理事の職務	17人	1.9%	410,300円	470,000円
7 級	部次長の職務	30人	3.4%	365,500円	446,200円
6 級	課長又は参事の職務	100人	11.3%	323,100円	411,300円
5 級	課長補佐又は主幹の職務	140人	15.9%	295,400円	394,000円
4 級	係長又は主査の職務	374人	42.5%	271,600円 (243,100円)	382,000円 (385,200円)
3 級	副主査の職務	156人	17.7%	240,900円 (222,200円)	351,000円 (351,000円)
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	56人	6.4%	208,000円 (196,200円)	305,200円 (305,200円)
1 級	係員の職務	8人	0.9%	162,100円 (176,100円)	249,400円 (249,400円)

(注) ()内は、経過措置適用者に対する給料月額です。



(注) 八尾市職員給与条例に基づく行政職給料表(1)の級区分による職員数です。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八尾市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	